

川口短期大学学則

| | |
|-----------------|-----------------|
| 昭和62年 4月 1日制定 | 平成元年 4月 1日改正 |
| 平成 2年 4月 1日改正 | 平成 3年 4月 1日改正 |
| 平成 3年 10月 1日改正 | 平成 4年 4月 1日改正 |
| 平成 7年 4月 1日改正 | 平成 9年 4月 1日改正 |
| 平成12年 4月 1日改正 | 平成14年 4月 1日改正 |
| 平成14年 11月 1日改正 | 平成15年 4月 1日改正 |
| 平成16年 4月 1日改正 | 平成17年 4月 1日改正 |
| 平成17年 10月 1日改正 | 平成18年 4月 1日改正 |
| 平成18年 12月 14日改正 | 平成20年 4月 1日改正 |
| 平成22年 4月 1日改正 | 平成23年 4月 1日改正 |
| 平成25年 4月 1日改正 | 平成26年 4月 1日改正 |
| 平成27年 2月 10日改正 | 平成29年 2月 21日改正 |
| 平成30年 2月 13日改正 | 平成31年 2月 12日改正 |
| 令和 2年 2月 13日改正 | 令和 2年 12月 10日改正 |
| 令和 4年 1月 20日改正 | |

第1章 総則

(目的)

第1条 本短期大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、社会の発展に貢献しうる、創造性豊かで実践的な人材を育成するとともに、広く国際社会に目を向けつつ、開かれた大学として地域文化の形成に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(認証評価)

2 本学は、前条第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項に基づき、7年ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受け、その結果を公表する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

| 学 科 | 入学定員 | 総定員 |
|----------|------|------|
| ビジネス実務学科 | 100人 | 200人 |
| こども学科 | 190人 | 380人 |

2 ビジネス実務学科は、社会人としての幅広い教養と豊かな人間性を持ち、ビジネス実務の遂行に不可欠な知識・技能を身に付けた有為な人材を育成し、地域社会に貢献するとともに、経済社会の発展に寄与することを目的とする。

3 こども学科は、社会人としての幅広い教養と豊かな人間性を持ち、確かな保育及び教育に関する専門的知識・技能と実践力を身に付けた有為な人材を育成し、地域社会に貢献するとともに、望ましい子育て環境の形成に寄与することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

(修業年限の通算)

第5条 本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、その者が修得した単位数その他の事項を勘案して学長が教授会の議を経て定める期間を就業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月20日まで

後 期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の創立記念日 11月5日

春季休業日 3月15日から4月4日まで

夏季休業日 8月1日から9月20日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。
提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第14条 本学に編入学、再入学、又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 病気その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由を具し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学期間を超えた者
- (2) 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお就学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第20条 授業科目の種類、単位等は別表第一のとおりとする。

(教職課程)

第21条 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき本学の定める教科及び教職に関する科目の単位(以下「教職課程」という。)を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は次のとおりとする。

| 学 科 | 免許状の種類 |
|-------|------------|
| こども学科 | 幼稚園教諭二種免許状 |
| | 小学校教諭二種免許状 |

3 教職課程については、別に定める。

(保育士養成課程)

第22条 保育士となる資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づき、本学の定める保育士養成に関する科目の単位(以下「保育士養成課程」という。)を修得しなければならない。

2 保育士養成課程については別に定める。

(授業期間)

第23条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義、演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第26条 試験等の評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第27条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、第14条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、前条第1項及び第2項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第29条 第4条第1項に規定する修業年限以上在学し、別表第一に定める授業科目を履修し、68単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第30条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、次の区分に従い短期大学士の学位を授与する。
ビジネス実務学科 短期大学士（ビジネス実務）
こども学科 短期大学士（こども学）

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第31条 本学の検定料、入学料等の金額は別表第二のとおりとする。

(授業料の納入期)

第32条 授業料の納入期は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前 期 納期 4月中
後 期 納期 9月中

(退学及び停学の場合の授業料)

第33条 学期の中途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第34条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第35条 学期の中途中において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の中途中で卒業する場合の授業料)

第36条 学年の中途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(入学料及び授業料等の免除等)

第37条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他特別な事情があると認められる場合は、入学料、授業料及びその他の費用の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料及びその他の費用の免除等に関し必要な事項については、別に定める。

(納付した授業料等)

第38条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。

(特別聴講学生等の授業料等)

第39条 特別聴講学生、科目等履修生、研修生及び聴講生の検定料、入学料、授業料及びその他の費用については、別に定める。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第40条 本学に学長、教授、准教授、講師及び事務職員を置く。

2 本学に、前項のほか、副学長、助教、助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第9章 教授会

(教授会)

第41条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第42条 教授会は学長、副学長、教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に前項以外の教職員を加えることができる。

(その他)

第43条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 特別聴講学生、科目等履修生、研修生、聴講生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第44条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生、研修生及び聴講生)

第45条 本学において特定の授業科目を科目等履修、研修又は聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生、研修生又は聴講生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生、研修生又は聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表 彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲 戒)

第48条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 4 第2項に掲げる懲戒の処分の手続きについては、別に定めるところによる。

第12章 その他の施設

(宿泊施設)

第49条 本学に教職員及び学生の宿泊施設を置くことがある。

- 2 宿泊施設に関する規則は別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第50条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

- 2 昭和62年度において経営実務科の総定員数は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

昭和62年度 100人

昭和63年度 200人

附 則 この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第25条の別表第二については、平成元年度入学者の選抜から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

- 2 平成2年度において経営実務科の総定員数は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成2年度 300人

平成3年度 600人

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第20条の別表第二については、平成3年度入学者から適用する。

- 2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間、次のとおりとする。

| 学科 | 年度 | | 平成3年度 | | 平成4年度～平成11年度 | | 平成12年度 | |
|-------|------|-----|-------|-----|--------------|-----|--------|-----|
| | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 |
| 経営実務科 | 400 | 600 | 400 | 800 | 200 | 600 | | |

附 則 この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、この学則改正以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、この学則改正以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、この学則改正以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 第2条に規定する学生定員は平成3年4月1日施行の附則第2項にかかわらず、平成12年度以降平成16年度まで次のとおりとする。

| 学科 | 年度 | | 平成12年度 | | 平成13年度 | | 平成14年度 | | 平成15年度 | | 平成16年度 | |
|-------|------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 |
| 経営実務科 | 280 | 680 | 260 | 540 | 240 | 500 | 220 | 460 | 200 | 420 | | |

附 則 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則改正以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則 この学則は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則改正以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 16 年度における経営実務科の総定員は、第 2 条の規定にかかわらず 360 人とする。

附 則 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則改正以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 経営実務科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生にかかる教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 27 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に経営実務科に在学する者にかかる学位は短期大学士（経営実務）とする。

附 則 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 18 年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 37 条及び第 39 条の改正規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則改正前の入学者については、なお従前の例による。

- 2 平成 20 年度におけるこども学科の総定員は、第 2 条の規定にかかわらず 150 人とする。

附 則 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則改正前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前入学者については、なお従前の例によるところとする。

附 則

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則改正前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 3 条に規定する総定員は、同条の規定にかかわらず平成 27 年度はビジネス実務学科 240 人こども学科 340 人とする。

附 則

- この学則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表第二は、平成 29 年度入学生より適用し、平成 28 年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則改正前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。この学則改正前の入学者については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、この学則改正前に入学した者については、既に単位を修得した改正前の授業科目を除き、次の附則別表に規定する改正後の授業科目名称を適用するものとする。

附則別表

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------|-------|
| 教職・保育概論(教育制度等を含む) | 教職概論 |
| 保育・教育課程論 | 教育課程論 |
| 教育方法論(総合的な学習の時間の指導法を含む) | 教育方法論 |
| 子どもの理解と実践 | 幼児理解 |

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則改定前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。この学則改定前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この学則改定前の入学者については、なお従前の例による。

【ビジネス実務学科】

| 科目 | 授業科目の名称 | 配当年次 | 単位 | | 卒業要件 |
|-------------------|---------------|------|----|----|-------------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 教養科目 | 文学 | 1・2 | | 2 | 教養科目から 6単位以上 |
| | 歴史学 | 1・2 | | 2 | |
| | 文化論 | 1・2 | | 2 | |
| | 法学 | 1・2 | | 2 | |
| | 経済学 | 1・2 | | 2 | |
| | 自然科学 | 1・2 | | 2 | |
| | 環境論 | 1・2 | | 2 | |
| 外国語科目 | 英語 | 1・2 | | 1 | 外国語科目から 1単位以上 |
| | 英会話 | 1・2 | | 1 | |
| | 中国語 | 1・2 | | 1 | |
| | 韓国語 | 1・2 | | 1 | |
| 専門科目 | 経営学総論 | 1 | 2 | | 専門科目のうち 「必修」科目 22単位 |
| | キャリアデザイン I | 1 | 2 | | |
| | キャリアデザイン II | 1 | 2 | | |
| | 簿記 I | 1 | 2 | | |
| | 簿記 II | 1 | 2 | | |
| | 情報処理 I | 1 | 2 | | |
| | 情報処理 II | 1 | 2 | | |
| | ゼミ（演習）I | 1 | 2 | | |
| | ゼミ（演習）II | 1 | 2 | | |
| | ゼミ（演習）III | 2 | 2 | | |
| | ゼミ（演習）IV | 2 | 2 | | |
| | 経営学 | 1・2 | | 2 | |
| | 経営管理論 | 1・2 | | 2 | |
| | 企業論 | 1・2 | | 2 | |
| | 中小企業論 | 1・2 | | 2 | |
| | 人的資源管理論 | 1・2 | | 2 | |
| | 財務管理論 | 1・2 | | 2 | |
| | マーケティング論 | 1・2 | | 2 | |
| | 会計学 | 1・2 | | 2 | |
| | 情報処理概論 | 1・2 | | 2 | |
| | 文書作成 | 1・2 | | 2 | |
| | データ活用 | 1・2 | | 2 | |
| | インターネットショッピング | 1 | | 2 | |
| | 流通ビジネス論 | 1・2 | | 2 | |
| | ベンチャービジネス論 | 1・2 | | 2 | |
| | 秘書実務 | 1・2 | | 2 | |
| | コンテンツビジネス論 | 1・2 | | 2 | |
| | サービスビジネス論 | 1・2 | | 2 | |
| | 国際経営論 | 1・2 | | 2 | |
| | インターネットビジネス | 1・2 | | 2 | |
| | 簿記 III | 1・2 | | 4 | 専門科目のうち 「選択」科目から 10単位以上 |
| | 経営分析論 | 1・2 | | 2 | |
| | 民法 | 1・2 | | 2 | |
| | 原価計算 | 1・2 | | 2 | |
| | 金融論 | 1・2 | | 2 | |
| | 会社法 | 1・2 | | 2 | |
| | 心理学 | 1・2 | | 2 | |
| | 医療ビジネス論 | 1・2 | | 2 | |
| | 医療コミュニケーション論 | 1・2 | | 2 | |
| | 臨床心理学 | 1・2 | | 2 | |
| | メンタルケア | 1・2 | | 2 | |
| | 医療情報システム論 | 1・2 | | 2 | |
| | 産業心理学 | 1・2 | | 2 | |
| | 観光ビジネス論 | 1・2 | | 2 | |
| | ホスピタリティ概論 | 1・2 | | 2 | |
| | ホテルビジネス基礎 | 1・2 | | 2 | |
| | ホテル経営論 | 1・2 | | 2 | |
| | 旅行業法 | 1・2 | | 2 | |
| | 観光マーケティング論 | 1・2 | | 2 | |
| | かしこい旅行実務論 | 1・2 | | 2 | |
| | エアラインビジネス | 1・2 | | 2 | |
| | エアラインホスピタリティ | 1・2 | | 2 | |
| | 観光交通論 | 1・2 | | 2 | |
| | 観光政策論 | 1・2 | | 2 | |
| | プライダルビジネス I | 1・2 | | 2 | |
| | プライダルビジネス II | 1・2 | | 2 | |
| | アニメで学ぶ環境論 | 1・2 | | 2 | |
| | 動物愛護 | 1・2 | | 2 | |
| | 生命の尊重 | 1・2 | | 2 | |
| | ソーシャルメディア | 1・2 | | 2 | |
| | テーマパーク論 | 1・2 | | 2 | |
| | 健康ビジネス論 | 1・2 | | 2 | |
| | スポーツマネジメント論 | 1・2 | | 2 | |
| | スポーツマーケティング論 | 1・2 | | 2 | |
| | スポーツ心理学 | 1・2 | | 2 | |
| | 特殊講義 I | 1・2 | | 2 | |
| | 特殊講義 II | 1・2 | | 2 | |
| こども学科及び埼玉学園大学開講科目 | | | | | 8単位以内 |
| | | | | | 卒業単位数 |
| | | | | | 68単位以上 |

【こども学科】

| 区分 | 授業科目の名称 | 授業を行なう年次 | 単位数 | | 備考 |
|--------|-------------------------|----------|-----|----|--------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 教養科目 | 日本の憲法 | 2 | | 2 | 6単位以上 |
| | 文章表現法 | 1 | | 2 | |
| | 英語コミュニケーション | 2 | | 2 | |
| | 情報機器演習 | 1 | | 2 | |
| | 生涯スポーツ I | 1 | | 1 | |
| | 生涯スポーツ II | 2 | | 2 | |
| 専門科目 | 知の技術 | 1 | 2 | | |
| | 国語(書写を含む) | 1 | | 2 | |
| | 社会 | 1 | | 2 | |
| | 算数 | 1 | | 2 | |
| | 理科 | 1 | | 2 | |
| | 生活 | 1 | | 2 | |
| | 音楽 I | 1 | 1 | | |
| | 音楽 II | 1 | 1 | | |
| | 音楽 III | 2 | | 1 | |
| | 音楽 IV | 2 | | 1 | |
| | 図画工作 | 2 | 1 | | |
| | 家庭 | 2 | | 2 | |
| | 体育 | 2 | | 1 | |
| | 児童英語 | 2 | | 2 | |
| | 教職・保育概論(教育制度等を含む) | 1 | | 2 | |
| | 教育原理 | 1 | | 2 | |
| | 教育心理学 | 2 | 1 | | |
| | 保育・教育課程論 | 1 | | 2 | |
| | 発達心理学 | 1 | | 2 | |
| | 保育内容総論 | 2 | 1 | | |
| | 保育内容(健康) | 1 | 1 | | |
| | 保育内容(人間関係) | 2 | 1 | | |
| | 保育内容(環境) | 2 | 1 | | |
| | 保育内容(言葉) | 1 | 1 | | |
| | 保育内容(表現・音楽) | 1 | 1 | | |
| | 保育内容(表現・造形) I | 1 | | 1 | |
| | 保育内容(表現・造形) II | 1 | | 1 | |
| | 子どもと健康 | 1 | | 2 | |
| | 子どもと人間関係 | 1 | | 2 | |
| | 子どもと言葉 | 1 | | 2 | |
| | 子どもと表現 | 1 | | 2 | |
| | 子どもと環境 | 2 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(国語) | 1 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(社会) | 1 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(算数) | 2 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(理科) | 1 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(生活) | 2 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(音楽) | 2 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(図画工作) | 2 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(家庭) | 2 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(体育) | 2 | | 2 | |
| | 初等教科教育法(英語) | 2 | | 2 | |
| | 道徳の指導法 | 1 | | 2 | |
| | 特別活動の指導法 | 2 | | 2 | |
| | 教育方法論(総合的な学習の時間の指導法を含む) | 2 | | 2 | |
| | ICT活用の理論と方法 | 2 | | 2 | |
| | 生徒・進路指導の理論と方法 | 2 | | 2 | |
| | 教育相談の理論と方法 | 2 | | 2 | |
| | 児童文化 | 1 | | 1 | |
| | 子どもの理解と実践 | 2 | | 2 | |
| | 児童文学 | 2 | | 2 | |
| | 社会福祉論 | 2 | | 2 | |
| | 子育て支援 | 2 | | 1 | |
| | 子ども家庭支援の心理学 | 2 | | 2 | |
| | 子ども家庭福祉 | 2 | | 1 | |
| | 社会的養護 I | 1 | | 2 | |
| | 社会的養護 II | 1 | | 2 | |
| | 保育原理 | 1 | 2 | | |
| | 子どもの保健 | 1 | | 2 | |
| | 子どもの健康と安全 | 1 | | 1 | |
| | 子どもの食と栄養 I | 1 | | 1 | |
| | 子どもの食と栄養 II | 2 | | 1 | |
| | 乳児保育 I | 1 | | 2 | |
| | 乳児保育 II | 1 | | 1 | |
| | 特別支援論 I(対象理解) | 1 | | 1 | |
| | 特別支援論 II(乳・幼児への支援方法) | 2 | | 1 | |
| | 特別支援論 III(児童への支援方法) | 2 | | 1 | |
| | 地域子育て支援論 | 2 | | 2 | |
| | 子ども家庭支援論 | 2 | | 2 | |
| | 在宅保育 | 2 | | 2 | |
| | 栽培 | 1 | | 1 | |
| | 演劇 | 1~2 | | 1 | |
| | 教育実習指導(事前事後)(幼稚園) | 1~2 | | 1 | |
| | 教育実習 I(幼稚園) | 1 | | 2 | |
| | 教育実習 II(幼稚園) | 2 | | 2 | |
| | 教育実習指導(事前事後)(小学校) | 1~2 | | 1 | |
| | 教育実習 I(小学校) | 1 | | 2 | |
| | 教育実習 II(小学校) | 2 | | 2 | |
| | 保育実習指導 I(事前事後) | 1~2 | | 1 | |
| | 保育実習指導 II(事前事後) | 1~2 | | 1 | |
| | 保育実習 I(保育所) | 1 | | 2 | |
| | 保育実習 II(施設) | 1 | | 2 | |
| | 保育実習指導 III・IV(事前事後) | 2 | | 1 | |
| | 保育実習 III(保育所) | 2 | | 2 | |
| | 保育実習 IV(施設) | 2 | | 2 | |
| | 保育・教職実践演習(幼・小) | 2 | | 2 | |
| ゼミ | 保育・教育学演習 I | 1 | 1 | | 2単位 |
| | 保育・教育学演習 II | 2 | 1 | | |
| 自由選択科目 | 文学 | 1・2 | | 2 | 14単位以内 |
| | 文化論 | 1・2 | | 2 | |
| | 環境論 | 1・2 | | 2 | |
| | 経営学 | 1・2 | | 2 | |
| | 民法 | 1・2 | | 2 | |
| | 心理学 | 1・2 | | 2 | |
| | メンタルケア | 1・2 | | 2 | |
| | 臨床心理学 | 1・2 | | 2 | |
| 合 計 | | | | | 68単位以上 |

別表第二

| 科 目 | 金 額 (円) | 備 考 |
|-------------|---------|-----------|
| 入 学 金 | 270,000 | 入 学 時 の み |
| 授 業 料 | 720,000 | 年 領 |
| 施 設 設 備 資 金 | 300,000 | 年 領 |
| 入 学 檢 定 料 | 30,000 | |

備考

教員免許状・保育士の資格取得を希望する場合は、入学後それぞれ実習費等別途費用が必要となります。

学則内規

1. 学生授賞内規を次の通り定める。

- (1) 本学の掲げる建学理想に率先協力した者。
- (2) 本学の名声を高めるに貢献したと認められた者。
- (3) 品行方正にして学習態度の優れた者。
- (4) 学業成績優秀な者。
- (5) その他授賞に値すると教授会で認められた者。

2. 学生処罰内規を次の通り定める。

- (1) 大学の信用及び名誉を傷つけた者。
- (2) 大学の掲げる建学理想に反する行動ありと認められた者。
- (3) 学習態度が悪く改善の見込みがない者。
- (4) 故意に本学の施設・設備を損傷した者。
- (5) 本学の許可なくして、文書を配布若しくは提出した者。
- (6) 学内で政治活動を行った者。
- (7) その他処罰に値すると教授会で認められた者。